

2 期待される方向性

①重要な公益性を有することが認識され、社会に位置付けられること

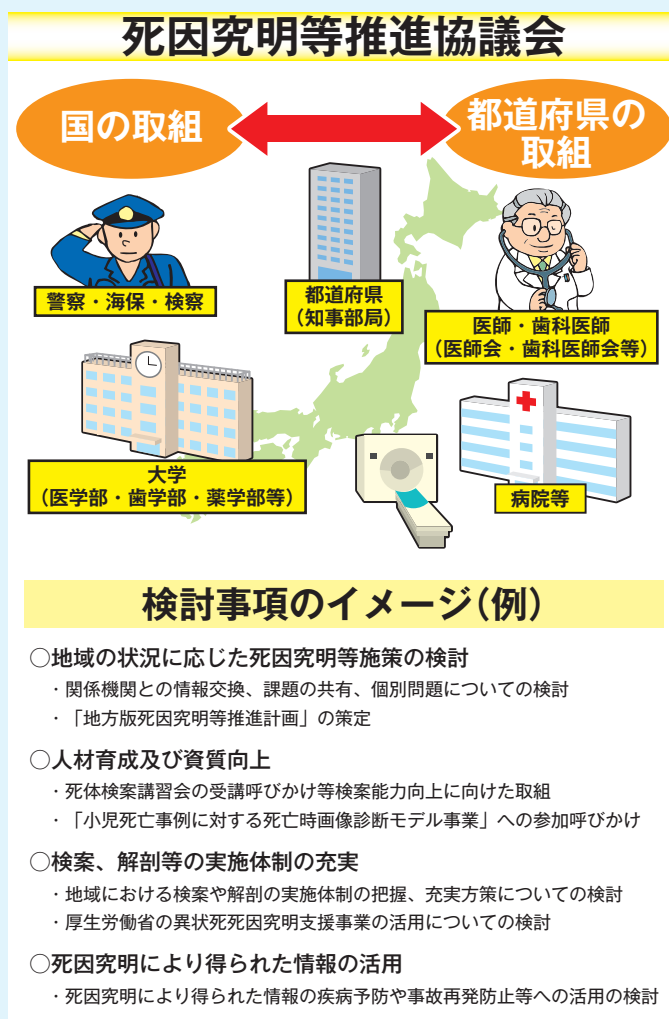
これまで我が国では、死因究明等の重要性が必ずしも十分に認識されておらず、各種施策も相互の連携が十分でなかったとの指摘があります。

今後は、死因究明等が、社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するものとして位置付けられていくことが求められます。



②国と地方における実施体制が強化されること

国の関係省庁と、地方の知事部局、都道府県警察、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者が有機的に連携しながら、死因究明等の実施に当たることが期待されます。



③人材の育成・資質向上が図られること

死因が明らかでない死体が発見等された場合には、

- ・捜査機関による捜査・調査（社会的事実の調査）と
- ・医師による検案（医学的な調査）

が行われます。

そして、質の高い検案に基づいた正確な死体検案書が作成される必要があります。

大学等の教育研究拠点を整備するとともに、医師、歯科医師、警察職員等の育成・資質向上を図る必要があります。